

○ふじみ衛生組合議会空閑地利用調査
特別委員会条例

(昭和52年2月22日)
(条例第5号)

(委員会の設置)

第1条 ふじみ衛生組合議会に空閑地利用調査特別委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、ふじみ衛生組合立し尿処理場用地の空閑地の有効適切な活用を図るための調査、研究することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、組合議会議員全員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、組合議会議員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長および副委員長ともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（招集）

第10条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（表決）

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第13条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、議長を経て、管理者その他の関係者を出席せしめ、説明を求めることができる。

（記録）

第14条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

（会議規則への委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、組合会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。